

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律

(平成一六年五月一二日法律第四四号)

一、提案理由(平成一六年四月二日・衆議院経済産業委員会)

中川国務大臣

……………(略)……………

続きまして、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近時、悪質な訪問販売やマルチ商法に関する消費者トラブルが急増し、全国の消費生活センター等に苦情相談が多数寄せられております。こうした状況に対して、取引の公正及び消費者保護を図るため、本法律案を提案いたしました。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、特定商取引に関する法律の一部改正でございます。訪問販売等について、事業者に対して訪問の際に販売目的を明示することを義務づけ、また、消費者が違法勧誘によって締結した契約を取り消すことができるようにするとともに、連鎖販売取引について、会員が退会時に未使用商品を返品して返金を受けられるようにするなどの措置を講ずることとしております。

第二に、割賦販売法の一部改正でございます。連鎖販売取引について、退会した会員に割賦購入あっせん業者に対する抗弁を認めるなどの措置を講ずることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら法律案の提案理由及びその要旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一六年四月一六日)

根本匠君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案につきましては、悪質事業者に対する禁止行為規定などの規制強化と、消費者被害の救済のための民事ルールの充実を図るものであります。

……………(略)……………

本委員会においては、去る四月二日三法律案に関し中川経済産業大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、同月七日より質疑に入り、去る十四日質疑を終了いたしました。

……………(略)……………

次に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案及び不正競争防止法の一部を改正する法律案につきましては、それぞれ採決を行った結果、全会一致

をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、商品取引所法の一部を改正する法律案及び特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案の両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月一四日）

政府は、消費者保護に万全を期すため、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費者に対して本改正内容の周知徹底を図るため、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。特に、高齢層、若年層に被害が多発している現状にかんがみ、学校教育、社会教育の一層の充実に努めること等により、消費者被害の未然防止に努めること。
- 二 消費者トラブル防止のため、地方自治体の消費生活センター及び国民生活センターが引き続き消費者トラブルに関する相談窓口として有効に機能するよう努めるとともに、国としてトラブルに関する情報の一層迅速な把握と分析に努めること。特に、連鎖販売取引については、トラブルの実態把握に一層努め、被害の未然防止に万全を期すこと。
- 三 報告徴収及び立入検査の対象事業者の拡大に伴い、法執行にあたる人員の増大を含め本法の適切かつ機動的な執行に努めること。
- 四 消費者トラブルの現状にかんがみ、違法行為に対しては関係省庁、地方自治体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。
- 五 本改正による規制強化や連鎖販売取引に係る中途解約制度の新設等について、事業者等に法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図ること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一六年四月二八日）

谷川秀善君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案は、近時、悪質な訪問販売やマルチ商法に関する消費者トラブルが急増していることにかんがみ、訪問販売等について、事業者に対する販売目的の明示の義務付け、違法勧誘により締結した契約の取消し等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、商品先物取引における個人委託者の保護方策、商品取引所の合併、統合の在り方、消費者トラブルに対する取組強化の必要性、消費者啓発に対する取組等について質疑が行われましたほか、商品取引所法改正案については、商品取引所の実情を調査いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

..... (略)

次に、特定商取引法及び割賦販売法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二七日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 近年、ますます悪質・巧妙化している訪問販売、連鎖販売取引等の実態にかんがみ、消費者保護の充実強化の観点から、関係省庁、地方公共団体、警察の連携体制の一層の緊密化を図りつつ、違法行為に対して機動的かつ厳正な行政措置を発動するとともに、そのための取締体制を整備すること。

また、消費者トラブルを防止するため、消費生活センター及び国民生活センターが相談窓口として有効に機能するよう努めること。

二 本改正の趣旨及び内容について、消費者、事業者等に対して十分な周知徹底を図り、消費者団体等の協力を得つつ、啓発活動の充実に努めること。

特に、高齢層、若年層に対しては、社会教育、学校教育のより一層の充実を図ること等により、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。

三 報告徴収及び立入検査の対象事業者が拡大することに伴い、人員の増強等を図り、本法の適切かつ機動的な執行に努めること。

右決議する。